

大阪府食の安全安心推進協議会及び部会

■大阪府食の安全安心推進協議会

設 置：平成 19 年（2007 年）4 月 1 日

根拠等：大阪府附属機関条例、大阪府食の安全安心推進条例、大阪府食の安全安心推進協議会規則

役 割：食の安全安心の確保についての重要事項の調査審議
 （附属機関条例第 2 条別表第 1）
 食の安全安心推進計画の策定に係る意見（答申）
 （食の安全安心推進条例第 8 条第 2 項）

委 員：学識経験者、食品関連事業者、府民（消費者団体等） ※任期 2 年

部 会：現在設置している部会は以下のとおり（根拠：規則第 6 条）

■部会

部 会 名	事業者あり方検討部会	情報発信評価検証部会	大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会
設置理由	食品の安全確保には、規制だけでなく、事業者の積極的な取組みを促す方策も重要であるため、大阪らしい取り組みとして、民間主導型の認証制度の検討や食の安全安心の確保に関する優れた取組を顕彰するための審査を行う。	食の安全安心に関する情報が、府民及び食品関連事業者に適切に提供されているかどうか評価検証を行う。	大阪版食の安全安心認証制度の認証機関が適正に認証業務を遂行できるかどうかを審査する。
主 な 審議事項	・大阪版食の安全安心認証制度に関する事項 ・大阪府食の安全安心顕彰制度に関する事項（顕彰の審査・選考を含む。）	大阪府の食の安全安心に関する情報発信等に対する評価検証	認証機関の指定に関する審査
公 開 ・ 非 公 開	公開（顕彰の審査・選考については、非公開）	公開	非公開

（参考）今後の開催予定

令和 5 年 12 月頃 事業者あり方検討部会

令和 5 年 12 月頃 情報発信評価検証部会

令和 6 年 3 月頃 大阪府食の安全安心推進協議会